

第 24 回 幕別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年6月27日(木)午後2時30分から午後3時24分まで
- 2 開催場所 忠類ふれあいセンター福寿
- 3 出席委員(20名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	5番	井田	留吉
	6番	齊藤	一男
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	吉田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠
- 4 欠席委員(4名)

	2番	菅野	能稔
	7番	前川	厚司
	10番	深松	俊英
	11番	蛭原	一治
- 5 議事日程
 - 1) 開会
 - 2) 議事録署名委員
 - 3) 諸般の報告
 - 4) 報告
 - 第1号 北海道農業委員会会議第87回総会について
 - 第2号 農地所有適格法人の受理について
 - 第3号 農地法第4条の規定による許可について
 - 第4号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
 - 第5号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

 - 第1号 農用地の買入協議に係る要請について
 - 第2号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について

- 第3号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8号 現況証明について

- | | | |
|---|------------|-------|
| 6 | 事務局長 | 廣瀬 紀幸 |
| | 忠類支局長 | 高橋 宏邦 |
| | 農地振興係長 | 岩岡 夢貴 |
| | 忠類支局農地振興係長 | 鈴木 亮二 |
| | 農地振興係主査 | 菅原美栄子 |
| | 農地振興係主事 | 石塚 瑤人 |

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第24回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に1番 香西委員、3番 高野委員を指名いたします。よろしくをお願いします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。</p> <p>会議規則第4条の規定により、2番 菅野委員、7番 前川委員、10番 深松委員、11番 蛭原委員より欠席する旨、4番 渡邊委員より遅参する旨の届出がございましたので報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「北海道農業会議第87回総会について」を議題といたします。私の方から報告をさせていただきます。</p> <p>「北海道農業会議第87回総会」が6月20日に札幌市において開催され、私が出席いたしました。この件についての資料はありませんので口頭によりご報告をいたします。</p> <p>議案は「平成30年度事業報告並びに収支決算の承認について」の1件で、事業報告では「農業委員会業務 相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務」「農地に関する情報の収集、整理及び提供業務」など10項目について、また、収支決算の内容について報告され、審議・可決されております。</p> <p>なお北海道では、平成30年度から2年間『農地利用の最適化に向けた農地制度の適正かつ円滑な執行』や『優良農地の確保・有効利用と遊休農地の解消・発生防止活動による農地利用の最適化の推進』などを目標とした「170農業委員会活動強化促進運動」が展開されております。資料は、昨年6月の第12回総会で資料としてお配りいたしておりますので、今一度、お目通しいただきたいと思っております。</p>

以上で報告とさせていただきます。

(4番 渡邊委員着席)

議長

報告第1号について、何かご質問等ございませんか。

(発言なし)

議長

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長

次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。

事務局から報告第2号の説明をいたします。

事務局

報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」。農地所有適格法人報告書について [REDACTED] ほか5法人から提出がありましたので報告いたします。書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第2号については、報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第3号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局から報告第3号1番の説明をいたします。

事務局

報告第3号「農地法第4条の規定による許可について」。農地法第4条の許可申請について下記の通り許可されたので報告いたします。案件は議案書1ページの5月30日第23回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し、令和元年6月10日付で許可されております。以上で報告を終わります。

議長

報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第3号1番については報告のとおり承認されました。

議長	<p>次に、報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第4号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」。農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認しましたのでご報告します。</p> <p>案件は議案書2ページの平成30年6月27日に許可をしておりました1件でございます。今月19日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第4号1番について説明を申し上げました。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第4号1番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第5号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第5号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第5号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。</p> <p>案件は議案書3ページの、今月18日に町公社が利用調整を行った1件であります。内容につきましては、記載のとおりです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第5号1番について説明を申し上げました。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第5号1番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第1号1番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」、農業経営基盤促進法第15条第1項の規定による、所有権移転に係る利用調整の申出があった次の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買い入れが特に必要と認められ</p>

るので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求めます。

【議案第1号1番について議案書をもとに朗読】

以上の案件は報告第5号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件の1件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づき要請をするものであります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第1号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。

議案第2号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」。幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。

【議案第2号1番について議案書をもとに朗読】

以上の案件につきましては、従業員住宅の建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えられていますので、宜しくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

異議なしとします。よって議案第2号1番は原案のとおり可決されました。

議長	<p>次に、議案第3号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番から3番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定による合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第3号1番から3番について議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の3件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第3号1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第3号1番から3番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案第4号1番から4番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化法第18条の規定に基づき幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>【議案第4号1番から4番について議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます。別添調査書1ページから2ページのとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。</p>
15番	<p>15番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番から4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番から4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号5番、6番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号5番、6番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書3ページのとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号5番、6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第4号5番、6番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号7番から12番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号7番から12番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書4ページから6ページのとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18

条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号7番から12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第4号7番から12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号13番、14番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号13番、14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書7ページのとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号13番、14番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第4号13番、14番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号15番、16番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号15番、16番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書8ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。これらの案件は、今年19日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号15番、16番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第4号15番、16番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号17番について事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第4号17番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書9ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、平成26年10月に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号17番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第4号17番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号18番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号18番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書9ページ下段のとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、平成26年8月に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号18番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第4号18番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第5号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」。農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第5号1番を朗読】

この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、今月19日に石川委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしくお願い致します。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第5号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明いたします。この案件は、親子間の生前一括贈与による所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしくお願い致します。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明申し上げます。この案件は、今日19日に石川委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、今日19日に石川委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号4番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第5号5番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号5番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件につきましては、今月19日に菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細については、事務局説明のとおりですのでよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第6号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は、簡易牛舎等の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。

なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されておりますとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は、本来地区担当農業委員は蛭原委員であります。都合がつかず、現地調査及び総会を欠席されるという事でしたので、現地調査に参加した私から説明いたします。

この案件は、今月19日に菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第6号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第7号1番につきましては高橋委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(9番 高橋委員退席)

それでは議案第7号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第7号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添・農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は、今月19日に石川委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしくお願い致します。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第7号1番は原案のとおり可決されました。

(9番 高橋委員着席)

議長

次に、議案第7号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第7号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は、格納庫の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。この案件は、今月19日に石川委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしくお願い致します。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第7号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第7号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第7号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は、格納庫等の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。

なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は、今日19日に菅野委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第7号3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第7号4番について事務局から説明をいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第7号4番について議案書をもとに朗読】

転用の内容は記載のとおりでございます。この案件は、格納庫の建設を目的とする転用でございます。なお農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、

立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。この案件は、今日19日に石川委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第7号4番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第8号「現況証明について」を議題といたします。 議案第8号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第8号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。 【議案第8号1番について議案書をもとに朗読】 以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
8番	8番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に石川委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願います。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第8号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第8号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第8号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第8号2番について議案書をもとに朗読】 以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に石川委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第8号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第8号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第8号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第8号3番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第8号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第8号3番は原案のとおり可決されました。

議長 議案は以上であります。

これをもちまして、第24回農業委員会総会を閉会します。

事務局 ご起立願ひします。ご苦勞様でした。